平成２４年（フ）第１２９４６号
東京都足立区千住東２丁目７―10
債務者　神戸まり子
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２９５０号
東京都北区志茂５丁目21―17―301
債務者　我如古琢瑠（旧姓西）
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２９５６号
東京都八王子市緑町29番地　富士18号２階
債務者　國安　昭雄
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２９６１号
東京都練馬区下石神井５丁目３―10―206
賀村方
債務者　佐藤　敏男
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２９６４号
東京都目黒区柿の木坂２丁目４―13
債務者　塩見　隆子
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２９６５号
東京都中野区丸山２丁目28―５―102
債務者　佐藤　敏子
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２９６８号
埼玉県東松山市松本町１丁目８―16
債務者　睦　　泰夫
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２９６９号
東京都江戸川区東葛西４丁目８―12　サニーハイツ３―203
債務者　中村　正子（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２９７０号
東京都世田谷区大原１丁目51―９―103
債務者　大神田絢子
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２９７１号
東京都江戸川区東葛西３丁目２―８
債務者　松尾　麻里（旧姓永原）
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２９７２号
東京都中野区鷺宮６丁目11―５―101
債務者　櫻井美恵子（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２９７８号
東京都東大和市奈良橋６丁目765番地　エーデルハイム２―204
債務者　高橋　真一
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２９７９号
東京都板橋区東新町２丁目41―７―208
債務者　横山恵美子
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２９８１号
東京都墨田区向島４丁目24―21―605
債務者　小倉　幸夫
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２９８５号
東京都東村山市秋津町５―４―63―202、住民票上の住所東京都東村山市青葉町２丁目38―８―508
債務者　杉本　　薫
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２９８６号
埼玉県所沢市北有楽町６―７―102　アーガスヒルズ２
債務者　鈴木　雄太
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部